

消費生活センターだより

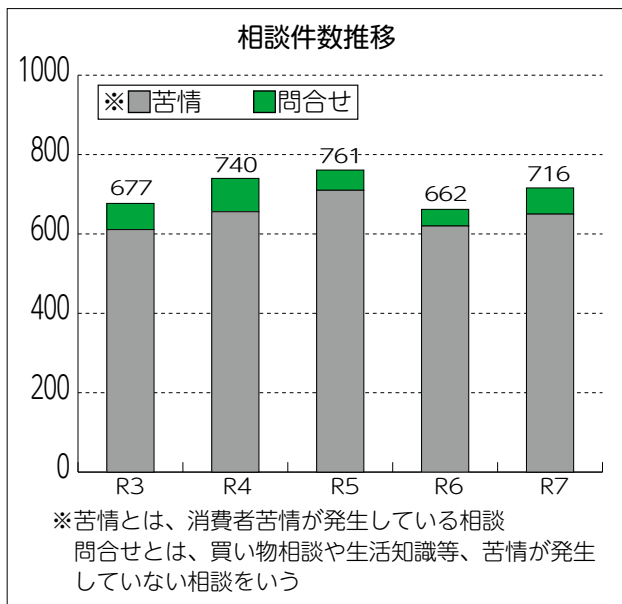
令和
8年度

発行：茂原市消費生活センター(生活課)
☎0475-20-1505
消費生活のご相談は
☎0475-20-1101
(月～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00)

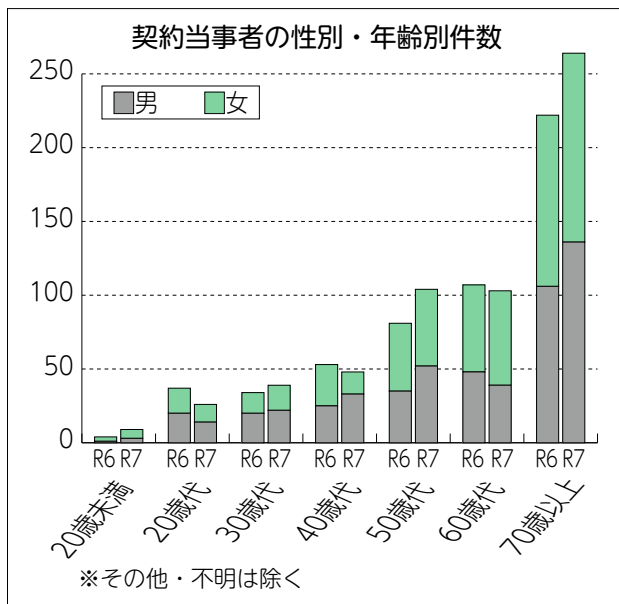
令和7年度 消費生活相談の概要

相談件数 716件（前年度比54件増）

◎茂原市の消費生活相談件数



◎年代別にみた契約当事者割合



◎相談が多い商品・サービス

順位	商品・役務(サービス)	主な相談内容
1位	商品一般	身に覚えのない請求、架空請求、不審な荷物の送付、不正利用等のトラブル
2位	定期購入	化粧品・健康食品・サプリ等の定期購入契約や解約困難に関するトラブル
3位	役務その他	不用品回収、修理・レスキューサービス、点検商法等の各種サービス契約トラブル
4位	空調・冷暖房・給湯設備等	エアコンや給湯器等の販売・設置工事、点検や交換契約に関するトラブル
5位	工事・建築・加工	屋根工事、外壁塗装、住宅リフォーム等の施工契約や品質・料金トラブル

消費生活センターでは、平日毎日、相談を受け付けています。令和7年度は、点検を持ちかける突然の電話や、訪問した業者が消費者の不安をあおるなどして分電盤などを交換させる手口、不用品買取のはずが売るつもりのない貴金属を買い取られたなど、在宅時の突然の訪問販売や電話勧誘の相談が多く寄せられました。また、「+」から始まる不審な国際電話や大手会社をかたる自動音声による身に覚えのない未納料金請求、ネット通販による化粧品・サプリ等の定期購入の相談も引き続き多く、注意が必要です。

年代別では、60歳代以上の方からの相談が全体（年齢不明等を除く。）の6割以上を占めています。これらの年代では、点検商法や訪問販売、リフォームや修理サービスに関する契約トラブル、身に覚えのない請求や架空請求、不審な荷物の送付などのトラブルが特に多く見られます。

センターでは、契約者本人だけでなく、家族や周りの方からの相談も受け付けています。消費者被害を防ぐため、周りの方による見守りが重要です。

高齢者のご家族のための気を付けたい！

消費者トラブル10選

～令和7年度 全国の相談傾向より～

「すぐ契約しない」「一人で決めない」

「まず相談」が大切です！

①住宅修理の訪問販売

「今すぐ工事しないと危険です！」

【注意】

- ・突然訪問して不安をあおる
- ・高額契約や追加請求

【対策】

- ☐ その場で契約しない ☐ 家族に相談
- ☐ 複数社で見積もり

②“保険で無料修理”の勧誘

【注意】

- ・高額な手数料請求
- ・保険金申請トラブル

【対策】

- ☐ 保険会社へ確認 ☐ 契約前に書面確認

③電話・ネット・電気ガス契約

【注意】

- ・勝手な契約変更
- ・強引な電話勧誘

【対策】

- ☐ 不要なら断る ☐ 契約内容を確認

④スマホのトラブル

【注意】

- ・操作が難しい
- ・不審な高額請求

【対策】

- ☐ 使い方を確認して購入
- ☐ プランを理解して契約

⑤健康食品・化粧品の定期購入

【注意】

- ・定期購入になっている・解約しにくい



【対策】

- ☐ 小さい文字も確認
- ☐ “定期購入”表示がないか確認する

⑥パソコンのサポート詐欺

「ウイルス感染しています！」

【注意】

- ・突然の警告音
- ・修理費を請求される

【対策】

- ☐ 表示を閉じる ☐ 遠隔操作させない

⑦架空請求・偽メール・偽SMS

【注意】

- ・「未払い」を装う
- ・不安をあおる

【対策】

- ☐ URLを開かない ☐ 公式窓口へ確認

⑧突然の訪問・電話勧誘

【注意】

- ・点検商法
- ・押し買い

【対策】

- ☐ すぐ契約しない ☐ きっぱり断る

⑨同情や不安につけこむ勧誘

【注意】

- ・「助けてほしい」
- ・「今だけ特別」

【対策】

- ☐ 一人で決めない ☐ その場で払わない

⑩インターネット通販

【注意】

- ・偽サイト
- ・身に覚えのない請求

【対策】

- ☐ 極端に安いサイトに注意
- ☐ 会社情報を確認



困ったときは相談！

茂原市消費生活センター

☎0475-20-1101

消費生活講座（全3回）を開講します

- ・ **1 回 目** 今さら聞けない年金の話～公的年金と個人年金保険～
9月16日（水） 13：30～15：00 茂原市役所 5階502会議室
- ・ **2 回 目** 生命保険と税金の知識
10月14日（水） 13：30～15：00 茂原市役所 1階101会議室
- ・ **3 回 目** こんな手口にだまされない！ 消費者トラブル注意報2026
11月18日（水） 13：30～15：00 本納公民館 1階第1会議室
- ・ **募集人数** 30人（市内在住・在勤者対象） ・ **費用** 無料

消費生活講座の 申込み・問合せ 生活課 （電話0475－20－1505）
（平日のみ） 本納公民館（電話0475－34－2349）

茂原市消費生活推進員に登録しませんか

消費生活に関する情報を身近な人々に伝えるなど、消費生活センターの活動を応援していただく「消費生活推進員」を募集します。ご自分のできる範囲で活動いただくボランティアです。

登録制で、登録いただいた方には、消費生活センターから消費生活に関する情報等をお送りします。ぜひ、ご登録ください。

- ・ **活動内容** 研修会等への参加、周りの方への周知啓発、市への情報提供など
- ・ **登録資格** 市内に住民登録のある満18歳以上の方（高校生を除く）
市内に事業所を有する事業者
市内に住民登録のある者により組織する団体
- ・ **登録期間** 令和10年4月30日まで
- ・ **登録方法** 所定の申込書に必要事項を記入の上、消費生活センターにお申込みください。
※随時受付

「出前講座」をご利用ください <無料>

消費生活センターでは、職員出前講座のメニューの1つとして“かしこい消費者づくり”をテーマに、消費生活相談員がみなさまのご希望の会場に出向いてお話しします。

自治会や各種団体・グループでのイベントがございましたら、ぜひ、ご活用ください。

- ・ **対 象** 市内在住・在勤・在学の10人以上の団体など
- ・ **開催日時** 平日の午前10時から午後4時までの2時間以内
- ・ **会 場** 会場はご用意ください

【申し込み方法】

- ・ 希望日の20日前までに、申込書を生涯学習課に提出してください。
- ・ 政治・宗教活動または営利目的や個別の相談、要望は受け付けできません。



出前講座の ご相談・問い合わせは、生活課（電話0475－20－1505）
お申込みは、生涯学習課（電話0475－20－1559）

消費者トラブルが起きたら、できるだけ早く 消費生活センターに相談を

消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくといものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

茂原市消費生活センター「**0475-20-1101**」におかけください。または局番なしの「**188 (イヤヤ)**」におかけいただいても、茂原市消費生活センターにつながります（お住まいの郵便番号をご入力ください。）。

Q4 料金はかかりますか？また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

Q5 誰でも相談できますか？

茂原市にお住まいの方に限ります。

トラブルの詳細をお聞きますので、**原則契約されたご本人**からご連絡ください。

なお、他の市町村にお住まいの方や事業者の方からのご相談はお受けできません。



茂原市消費生活センター 茂原市役所 2階 生活課内

電話 0475-20-1101

相談日：月～金(休日・年末年始を除く)

相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後4時まで